来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県北山村、島根県雲南市、広島県三次市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県小竹町、福岡県桂川町、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町		
静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、愛知県豊田市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府亀岡市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府南山城村、兵庫県赤穂市、鳥取県鳥取市、福岡県北九州市	令和十一年四月一日	
岩手県奥州市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、埼玉県戸田市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町	令和十二年四月一日	
北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、石川県小松市、静岡県島田市	令和十三年四月一日	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省・経済産業省告示第三号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十六条第五項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

経済産業大臣　赤澤　亮正

創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

創業支援等事業の実施に関する指針（平成二十六年総務省・経済産業省告示第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項 創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業（法第二条第三十三項第一号に係るものに限る。）により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。	二　創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項 創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業（法第二条第三十二項第一号に係るものに限る。）により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

附　則

この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。